

2025 年日本国際博覧会教育プログラム事業業務委託 事業者募集要項

(公募型プロポーザル)

目次

1	案件名称	1
2	業務の目的と概要	1
3	業務内容にかかる事項	1
4	参加資格等	2
5	主なスケジュール（予定）	2
6	本案件にかかる質問・回答	3
7	応募にかかる事項	3
8	企画提案にかかる事項	4
9	審査にかかる事項	5
10	契約にかかる事項	7
11	その他	9
12	担当部署（本案件にかかる書類等提出先及び問合先）	9

2020 年 3 月

(公社) 2025 年日本国際博覧会協会

1 案件名称

2025 年日本国際博覧会教育プログラム事業業務委託（以下、「教育プログラム」という。）

2 業務の目的と概要

国際博覧会の規定において、今日の万博は、人類社会の課題解決のために開催することを理念としており、大阪・関西万博は 2015 年に国連が定めた SDGs(Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)の達成への貢献をめざしている。これを実現していくためには、一人ひとりが社会課題解決を自分ごととして考え、自ら行動していくことが必要である。

2020 年 4 月に小学校で本格実施される学習指導要領でも持続可能な社会づくりを実現していくためには、子供たち一人ひとりが、地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題に対して自分たちができることを考え、多様な人々と協働してそれらの課題を解決する能力が重要であることが触れられている。

2025 年日本国際博覧会協会(以下、「協会」という)が主催する教育プログラム事業委託業務（以下、「当業務」という）では、次代を担う子供たちに万博への興味関心を高め、大阪・関西万博への来場促進を図り、加えて万博を通じて SDGs に対する理解を促すとともに、子供たち自らが地域や社会の課題が何かを考え、それらをどのように解決し、未来を創造するかを考える契機とすることを目的に大阪府下の小学校および中学校、義務教育学校の授業等を実施するものである。

なお、本プロポーザルは、受託予定者の選定を目的に実施するものである。実際の業務内容は、本要項「3 業務内容にかかる事項」(2) に定めるように、受託予定者からの企画提案書どおりの内容で実施するものではない。

3 業務内容にかかる事項

(1) 業務名称

2025 年日本国際博覧会教育プログラム事業業務

(2) 業務内容

当業務の詳細は、別紙 1「2025 年日本国際博覧会教育プログラム事業業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）」及び企画提案書をもとに受託者と協会において協議の上、決定する。

また、当業務の遂行にあたっては、協会、大阪府教育庁、受託者の 3 者により連携および合意の上で進めることとする。

(3) 契約上限金額

金 20,000,000 円（消費税等込）

「契約上限額」は消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）を 10% とする。

(4) 契約期間

本契約締結日～2021 年 3 月 31 日（水）

(5) 納入場所※

（公社）2025 年日本国際博覧会協会 **広報戦略局** 戦略事業部 事業推進課

(6) 費用分担

受託者が当業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、協会は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格等

応募者の構成及び資格

本案件に応募できる者は、下記ア～カの要件を全て満たすこと。

ア 協会と緊密な連携により当業務を遂行できる拠点を日本国内に有していること。

イ 次の（ア）から（ウ）のいずれにも該当しない者であること。

（ア）当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

（イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ウ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

エ 消費税及び地方消費税を完納していること。

オ 2 つ以上の法人が共同事業体を結成して応募する場合は、上記アからエの条件を満たす法人同士の場合とし、かつ下記（ア）～（カ）の要件も満たさなければならない。

（ア）構成員は共同事業体の代表者となる法人を決め、代表者は本業務の遂行に加えて全体の意思決定及び管理運営等の全てに責任を持つ。

（イ）企画提案書提出以後における代表者及び構成員の変更は、原則として認めない。

（ウ）代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出する。

（エ）共同事業体は、共同事業体協定書（写し）提出する。協定書には、構成員の役割分担が明確に記載されていること。

（オ）単独で応募した法人は、本案件にかかる共同事業体の構成員となることはできない。

（カ）各構成員は、本案件にかかる別の共同事業体の構成員となることはできない。

カ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

5 主なスケジュール（予定）

・募集開始	2020 年 3 月 30 日（月）
・募集要項にかかる質問受付期限	2020 年 4 月 3 日（金）
・質問に対する回答	2020 年 4 月 9 日（木）

・応募受付期間	2020 年 4 月 16 日（木）～4 月 17 日（金）
・プレゼンテーション審査	2020 年 4 月 24 日（金）～4 月 28 日（火） （土日を除いた上記期間のうち 1 日。）
・選定結果通知及び公表	2020 年 5 月 8 日（金）
・本契約締結・業務開始	2020 年 6 月上旬
・業務完了	2021 年 3 月 31 日（水）

6 本案件にかかる質問・回答

本案件にかかる質問は、以下により受け付ける。

(1) 質問の受付期間

募集開始から 4 月 3 日（金）17 時まで【必着】

(2) 提出方法

様式 1「質問票」に質問内容を記載し、本要項「12 担当部署」まで E メールにて送信するとともに、送信後に提出先担当者宛に必ず電話確認を行うこと。

なお、質問の受付は E メールのみで行う。（電話や口頭等による質問は受け付けない。）

(3) 回答

受け付けた質問事項にかかる回答は、2020 年 4 月 9 日（木）（予定）に協会ホームページに掲載する。（<https://www.expo2025.or.jp/>）

7 応募にかかる事項

応募にあたっては、本要項「8 企画提案にかかる事項」に定める書類に加えて、下記

(1) ア～キの書類を提出すること。

なお、受託予定者に決定した者は、契約締結までに本要項「10 契約にかかる事項」(2) ク～セを提出すること。

(1) 提出書類及び様式

	提出書類名	単独企業	共同事業体
ア	応募申込書	様式 2	様式 2 ★
イ	共同事業体届出書兼委任状	—	様式 3 ★
ウ	共同事業体協定書（写し）	—	様式指定なし
エ	誓約書	様式 4	様式 4 ★
オ	情報セキュリティ・ポリシーにかかる資料	様式指定なし	様式指定なし
カ	業務実績申告書	様式 5	様式 5 ★
キ	金額提案書	様式 6	様式 6 ★

（注）★印：共同事業体の場合は代表構成員のみ提出

ウ 共同事業体において、構成団体の間で締結する協定書の締結が企画提案書の提出時に完了していない場合はいったん協定書（案）を提出するものとし、当業務の契約締結までに協定書の写しを提出すること。

カ 本要項「8 企画提案にかかる事項」(3) アの教材に関する実績を記載する。

(2) 提出部数

各 1 部（原本）

8 企画提案にかかる事項

(1) 提出書類、数量及び仕様

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 9 部

イ 応募書類を格納した電子媒体（CD-R 等）1 枚

(2) 企画提案書の仕様等

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 9 部

- ・ A4 サイズを基本とし、用紙の向きは原則として縦または横で統一し、ファイルに編綴すること。
- ・ ファイル表紙及び背表紙に、案件名と応募者名（応募者名は正本のみ）を記入すること。
- ・ 副本については、企画提案書中の応募者名及び応募者を特定できる個所（受託者名、所在地、代表者名、実績資料等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、企画提案書中において「当法人」といった記載は差し支えないが、具体的な名称を類推できる表現は避ける。なお、顔写真や氏名を記載する場合については、個人が特定されないよう、肩書と苗字のみを記載する。肩書や実績はそのまま記載して問題ない。

※副本について、応募者を類推できる表現があった場合、応募者に連絡することなく協会において当該箇所にマスキング処理を行うことがある。

イ 応募書類を格納した電子媒体

- ・ 応募書類一式の PDF データを CD-R または USB メモリースティック等の電子媒体に格納すること。企画提案書については正本、副本（マスキング済）の双方のデータを格納すること。
- ・ 電子媒体には、案件名及び応募者名を記載すること。

(3) 提案内容

仕様書及び募集要項の内容等を踏まえ、下記ア～オの項目について提案すること。

ア 当業務で必要となる教材(教科書、映像、各種ツール)の企画・制作・校正・印刷・製本
小学校(高学年向け)および中学校(1~2 年生向け)の授業で使用する教材(教科書、映像、各種ツール)についてその項目と概要について提案すること。教材(教科書)については、生徒用と教師用それぞれの観点で提案すること。

イ 当業務のコンテストの企画・実施・運営

授業内容の集大成として学んだ内容の発表をコンテスト形式で行う。場所は学校外施設とし、その内容や場所について提案すること。

ウ 当業務の PR

当業務の活動や実施成果につき全国への PR 施策について提案すること。

エ 当業務の記録

当業務の実施風景、コンテストの様子などの記録について提案すること。

オ 事業費【様式 6】

当業務にかかる合計金額および積算内訳を提案する。消費税額等は別掲するとともに、消費税額を含めた合計金額を再掲すること。

(4) 応募受付期間

日 程：2020 年 4 月 16 日（木）～4 月 17 日（金）

時 間：10 時～17 時（12 時～13 時は除く）

(5) 提出方法

受付期間内に、本要項「12 担当部署」まで持参する。

なお、提出する日の前日までに提出先担当者宛に電話にて日時を連絡すること。

9 審査にかかる事項

有識者による選定委員会において所定の評価項目を審査の上、最優秀提案者を決定する。受託予定者は、選定委員会の意見を聴取の上、協会が決定する。

審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の詳細は、参加申込書に記載された連絡先宛に 4 月 22 日（水）までにメールにて連絡する。また、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

期日を過ぎても協会から審査にかかる連絡がない場合は、本要項「12 担当部署」宛に電話で問い合わせること。

- ・ 日にち：2020 年 4 月 24 日（金）～4 月 28 日（火）（予定）のうち土日を除く 1 日
- ・ 場所：大阪府咲洲庁舎内会議室または協会が指定する場所（大阪市内）
- ・ 内容・方法等：企画提案書（副本）を使用して、提案内容について説明を行う。
資料の追加・変更は認めない。
- ・ 所要時間：応募者 1 者あたり 20 分程度
（企画提案書の要点説明、質疑応答）
- ・ 出席者：応募者 1 者あたり 3 名以内

(2) 審査基準

評価項目	審査内容（評価ポイント）	配点
実施体制	教育プログラムの企画運営に際して、実施体制が十分なものになっているか。	15 点
過去実績	過去に児童・生徒に向け制作した学習教材などがあり、その内容が有意義なものであるか。	10 点
事業理解度	当業務の趣旨や万博の概要、新学習指導要領を踏まえた、十分な提案となっているか。	20 点
各種教材の専門性・応用性	万博のことを楽しく、わかりやすく学べる内容となっており、万博開催時の来場を促す機運醸成につながるものになっているか。	15 点

	小学生、中学生にとって学びやすく、分かりやすいものであり、SDGs に対する理解促進を図るとともに、社会課題を自分ごととして考え、その解決を促す工夫がなされたものとなっているか。	15 点
その他	PR 業務が適切かつ効果的なものであり、全国的に幅広く展開されているものであるか。	15 点
経済性	業務内容に対して提案金額が適切であるか。	10 点
合計（審査委員一名あたり）		100 点

ア 提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定委員会において上記選定基準に基づき審査を実施し、委員による評価順位が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

イ なお、委員による評価順位が最も高い提案者において、100 点満点の評価項目中、一委員でも評価合計点が 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点がある場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- オ 受託予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 提案見積書に記載の額が上記「3 事務内容にかかる事項(3)契約上限金額」を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、受託予定者を決定した後すみやかにすべての参加者へ通知するとともに、協会ホームページにて結果を公表する。

選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ「2025 年日本国際博覧会教育プログラム事業業務委託事業者募集について」において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ア 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方（受託予定者）と評価点
- イ 全提案事業者の名称

- ウ 最優秀提案者の選定理由
- エ 最優秀提案者と受託予定者が異なる場合は、その理由

10 契約にかかる事項

(1) 契約の方法

受託者と協会の間で協議の上、「2025 年日本国際博覧会教育プログラム事業業務委託契約」（以下「業務委託契約書」という。）を締結する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書をもとに協会と受託予定者の間で協議の上決定することとし、本募集で提示した仕様書及び金額について変更が生じる場合がある。

契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも合計の評価点が 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点がある者を除く。

(2) 契約にかかる資格審査

事業予定者は、契約時まで下記ク～セの書類各 1 部を協会へ提出し、資格審査を受けなければならない。

	提出書類	単独企業	共同企業体
ク	定款または寄付行為の写し		★
ケ	法人登記履歴事項全部証明書		
コ	直近 1 カ年分の本店所在地の都道府県税納税証明書		
サ	消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3）		
シ	使用印鑑届	様式 7	様式 7 ★
ス	印鑑証明書【原本】		★
セ	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書		

（注）

★印：共同事業体の場合は代表構成員のみ提出

ク 原本証明をすること

ケ～サ、セ 共同事業体の場合は全構成員が提出する

コ 全税目。東京都の場合は法人住民税。法人設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

サ・シ 「未納の額がないことがわかるもの」であること

サ 本店管轄税務署発行のもの。納税証明書その 3 の 2、その 3 の 3 でも可

ケ～サ、ス 提出時点で発行日から 3 カ月以内のもの

セ 最近 1 カ年のもの。半期決算の場合は 2 期分

(3) 受託者の決定

協会と受託予定者との間で契約を締結した時点で、受託予定者は受託者となる。

(4) 委託料の支払い

業務完了後、協会の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(5) 本契約条項

別添 2「業務委託契約書」参照

(6) 本契約保証金

受託者は、本契約の締結に際して、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付しなければならない。

ただし、受託者が下記ア～ウのいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

ア 受託者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 受託者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 受託者が、過去 2 年の間に協会、国または地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(7) 再委託

ア 受託者は、当業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受託者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、当協会の承諾を必要としない。

ウ 受託者は、前記イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により協会の承諾を得なければならない。

エ 受託者は、当業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させなければならない。

オ なお、再委託の相手方は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者のいずれかに該当する者であってはならない。

(8) その他

ア 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

イ 本契約締結後、当該契約の履行中に受託者が「公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会発注工事等に係る暴力団排除等手続要領」3（随意本契約からの排除）の 2 号に該当した場合は、契約を解除する。

ウ 共同企業体において構成員が上記イに該当した場合は、当該構成員を共同事業体から除外することとする。

エ 本契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、本契約を締結しないことがあるほか、協会の入札参加資格の停止措置を講じることがある。また、協会が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

オ 受託予定者が、受託予定者として決定した日から契約締結の日までの間において、協会

の入札参加停止の要件に該当したときは、契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査・受託予定者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
- (4) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、協会が補正等を求める場合を除く。

12 担当部署（本案件にかかる書類等提出先及び問合せ先）※

（公社）2025年日本国際博覧会協会 **広報戦略局** 戦略事業部 事業推進課

担当者：浅野、田邊、川上

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

Eメール：kyouiku_program@expo2025.or.jp

Eメール送信の際は、件名に以下の内容を記載すること。

博覧会教育プログラム事業プロポーザル【社名】

電話：06-6625-8726 受付時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時を除く）

※組織変更に伴い、2020 年 4 月 1 日付けで担当部署名が変更となりました。